

企業型確定拠出年金  
運営状況点検マニュアル

2024年9月  
企業年金連合会

# はじめに

## 1. 事業主の責務(企業型DCのガバナンス)

企業型確定拠出年金(以下「企業型DC」といいます。)は、従業員である加入者等(企業型DC加入者及び企業型DC運用指図者(新たに掛金を拠出することなく、保有する資産の運用を続ける者))が年金資産の運用を自ら選択し、その運用結果に基づいて給付を受け取る制度です。加入者等がその運用結果の責任を負うこととなりますので、企業型DCを実施する事業主(以下「事業主」といいます。)には、加入者等が適切に資産運用を行うことができるよう、投資教育の実施、運営管理機関の選任・監督、運用商品の選定・モニタリング等を行うという重要な役割・責任があります。

## 2. 企業年金連合会のこれまでの取組み

企業年金連合会(以下「連合会」といいます。)では、2009年より、事業主が果たすべき役割や制度運営における具体的な取組み事例等をまとめた「企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック」を作成し、継続投資教育についても「企業型確定拠出年金投資教育ハンドブック」及び「企業型確定拠出年金継続教育実践ハンドブック」を作成しました。また2021年には、企業型DCのガバナンスに焦点を絞った「企業型確定拠出年金ガバナンスハンドブック」を作成し、企業型DCの事業運営に資するために、これらの各種ハンドブックを連合会 Web サイトに公開しています。

## 3. 本マニュアルの作成にあたって

企業型DCでは、加入者利益を最優先とし、企業の事情に応じた制度運営が求められます。

特に重要な「継続投資教育」、「運営管理機関の定期的な評価」、「運用商品のモニタリング」及び「資産移換に関する説明」の4項目について、事業主が自己点検し、改善を図っていくことができるように「運営状況点検マニュアル」を作成しました。

- ①制度運営の4項目において、実施できていない事項を明確にしたうえで実施に向けた具体的な解決方法を見出すこと
- ②すでに実施している場合には、さらにより良い事業運営に資すること
- ③地方厚生(支)局に提出する「運営状況報告書」を作成する際の参考として活用できること

本マニュアルが、中小企業も含めた全ての事業主の皆様にも広く活用され、企業型DCの事業運営における一助となれば幸いです。

## 本マニュアルの利用にあたって

1. 本マニュアルは、現在の企業型DCにおける運営状況を点検(チェック)し、実施状況を確認する構成としています。また、まだ実施できていない場合には、今後、実施に向けてのヒントを紹介しています。
2. 点検に使用する各「チェック表」と「図表10、図表11」は、excel 様式でも用意しています(連合会会員のみ)ので、適宜修正してご利用ください。また、チェック表の一部に「担当者欄」と「責任者欄」を設けています。各事業主や職場の実情に合わせて変更しご利用ください。
3. 企業型DC制度は、企業の規模や職場環境、加入者等の構成、制度導入からの定着度、規約の形態(単独事業主による規約、複数事業主による規約(親会社と子会社の関係やグループ会社との関係にある複数の事業主による規約(以下「複数事業主DC」といいます。))、いわゆる総合型DCによる規約(金融機関や企業年金基金が代表事業主となり、親会社と子会社の関係やグループ会社との関係がない複数の事業主が実施事業所となる規約(以下「総合型DC」といいます。)))などによって、異なる方法で運営されており、チェックの項目もそれぞれの事情により変更することもあると思います。しかし、加入者利益を最優先とすることなど、法令によって求められることは共通であることから、本マニュアルに沿った運営を心がけてください。
4. 複数事業主DC及び総合型DCにおける代表事業主、各事業主は、ともにDC制度の実施事業主として主体的に制度運営を行っていかなくてはなりません。しかし、代表事業主がリーダーシップをもって運営する場面や事例がありますので、「IV. 複数事業主DC及び総合型DCによる規約の場合」を参考にして適切な運営が実施できるように工夫してください。

## 企業型DCに関するハンドブックの紹介(ご参考)

企業型DCに関する次のハンドブックについて、連合会 Web サイトから無料でダウンロードできます。企業型DCにおける制度の運営に際して、本マニュアルと合わせてご利用ください。

<https://www.pfa.or.jp/jigyو/jimushien/dc/index.html>

1. 企業型確定拠出年金ガバナンスハンドブック
2. 企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック
3. 企業型確定拠出年金継続教育実践ハンドブック
4. 企業型確定拠出年金投資教育ハンドブック

# 目次

	ページ
I. 継続投資教育に関する事項 .....	5
1. 基本的な考え方 .....	5
(1) 継続投資教育とは何か .....	5
(2) 継続投資教育のフローチャート .....	6
2. 継続投資教育の実施状況のチェック .....	7
(1) フローチャートで「いいえ」の場合 .....	7
(2) フローチャートで「はい」の場合 .....	10
II. 事業運営の検証・監査 .....	15
1. 基本的な考え方 .....	15
(1) 運営管理業務の点検・確認(運営管理機関の定期的な評価に関する事項) .....	15
(2) 運用商品のモニタリング .....	17
2. チェック項目 .....	18
3. 事業主がチェック、確認しておくべき項目 .....	20
4. さらにより良い運営を目指して .....	20
III. 個人別管理資産額の移換に関する説明 .....	21
1. 基本的な考え方 .....	21
2. ポータビリティに関する説明義務について .....	21
3. 事業主説明の実施状況のチェック .....	23
IV. 複数事業主DC及び総合型DCの場合 .....	24
1. 基本的な考え方 .....	24
2. 継続投資教育 .....	24
3. 「事業運営の点検・確認(運営管理機関の定期的な評価)」と「運用商品のモニタリング」 .....	25
4. 個人別管理資産額の移換に関する説明 .....	26
V. 参考資料 .....	27
VI. 作成プロジェクトチーム名簿 .....	29

# I. 継続投資教育に関する事項

## 1. 基本的な考え方

- ・確定拠出年金は、加入者等が自らの投資判断に基づき運用商品を選択することで資産運用を行い、その運用結果によって老後に受け取ることができる年金や一時金の額が変動する制度です。
- ・事業主には、加入者等が資産運用を行うにあたって必要とされる投資教育(情報提供)に関して、加入時及び加入後に継続的に実施する努力義務が確定拠出年金法(以下「DC法」といいます。)で定められています。

### (1) 継続投資教育とは何か

- 事業主は、加入者等が自分のニーズに合った適切な運用の指図(加入者等が、運用商品を選び、どのように資産配分をするのかを運営管理機関に提示すること)ができるよう、次の項目の習得を目的に、加入者等に対して資料を提供する、すなわち教育を行うことが求められます。
  - ① 確定拠出年金制度における運用の指図の意味を理解すること
  - ② 具体的な資産の配分を自ら行うことができること
  - ③ 運用による収益状況の把握を自ら行うことができること
- 加入後の継続投資教育には、3つの意味があります。
  - ① 加入時に基本的な事項が習得できていない者に対する再教育の機会
  - ② 制度に対する関心が薄い者に対する関心の喚起
  - ③ 自身のライフプランの中で適切な運用となっているかの確認
- 具体的な内容は、次の4つになります。
  - ① 確定拠出年金制度の具体的な内容
  - ② 金融商品の仕組みと特徴
  - ③ 資産の運用の基礎知識
  - ④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計
- 継続投資教育が実施されないと、将来的に「継続投資教育が実施されない場合に想定されるリスク(図表1)」で示すリスクが想定されます。

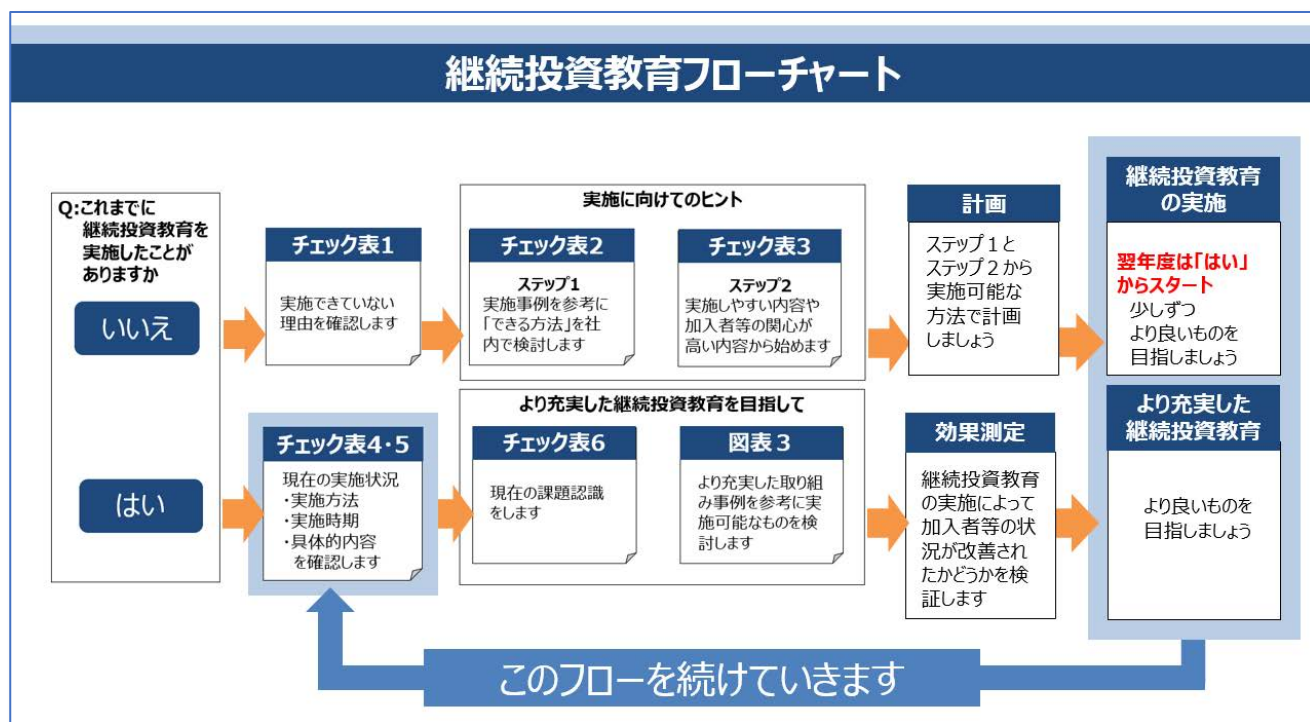
### 継続投資教育が実施されない場合に想定されるリスク(図表1)

項目	想定されるリスク
従業員の老後資金準備不足	運用機会を逃し、老後に向けた資産形成が不十分に
従業員の不満や不信感	職場環境やモラルへの悪影響、離転職者の増加
企業イメージの低下	企業への信頼性、レピュテーション(評判)リスク

## (2) 継続投資教育のフローチャート

- これまでに継続投資教育を実施したことがあるかどうかによって、次の「継続投資教育のフローチャート(図表2)」に沿ってチェックを進めてください。
- 現状を把握し、継続投資教育を実施し、実施した後は加入者等の行動変容から継続投資教育の効果を測定し、次回につなげます。

継続投資教育のフローチャート(図表2)



## 2. 継続投資教育の実施状況のチェック

### (1) フローチャートで「いいえ」の場合

Q: これまでに  
継続投資教育を  
実施したことが  
ありますか

いいえ

#### ① 実施するためのきっかけを見つけましょう。

- 「なぜ、実施できていないのか(チェック表1)」に該当するもの全てにチェックします。
- チェック項目を解消するため、右欄の「実施に向けてのヒント」、「参考となるチェック表」を念頭におき、次ページに進んでください。

#### なぜ、実施できていないのか(チェック表 1)

実施できていない理由		チェック欄	実施に向けてのヒント	参考となるチェック表
①	教育すべき内容が不明、社員のニーズがわからない		・ 運営管理機関から提供される情報物を利用	運営管理機関からの情報物で、チェック表3の「事務局として実施しやすい内容」、「加入者の関心が高い内容」であるものを利用
②	実施しないといけない理由が不明		・ 運営管理機関からもその必要性・意義を上司や経営層に伝えてもらう ・ 法令の内容・義務であるからこそ5年に1度の当局からのヒアリングがあること、従業員エンゲージメント(会社を誇りに思っ て定着)に寄与することなど	/
③	上司や経営層の理解がない			
④	担当者が時間を取れない		・ 実施しやすい方法で実施	チェック表2の③、④
			・ 実施しやすい内容で実施	チェック表3の「事務局として実施しやすい内容」
			・ 外部への委託を検討	チェック表2の③の運営管理機関、④の連合会など
⑤	予算が取れない		・ 費用がかからない方法や低料金の方法	チェック表2の③の運営管理機関サービスで費用がかからないもの、④のうち費用のかからないもの
⑥	社員が多忙で参加が難しい		・ 職場環境にあった方法	チェック表2の⑥の既存の社内会議体等を活用
			・ 加入者ニーズをとらえた内容	チェック表3の「加入者等の関心が高い内容」
⑦	運営管理機関との関わり方がわからない		・ 継続投資教育については、運営管理機関に相談してもよいことを理解する	チェック表2の③に関して運営管理機関に相談

## ② 実施に向けてのヒント

- 次の【ステップ 1】で、「できる」をチェックした実施方法の事例の中から、自社で採用し、実施するものを決めます。
- 実施方法を決めたら、具体的な教育の内容(コンテンツ)を、次ページの【ステップ 2】でさらに検討します。

### 【ステップ 1】

- 「継続投資教育の実施方法(チェック表2)」を用いて、次の①～③の観点ごとに、チェック欄「できない⇔できる」で、実施可能性をチェックします。

### 継続投資教育の実施方法(チェック表2)

実施方法	チェック欄
<b>① 運営管理機関のサービスを利用する方法</b> ～運営管理機関から提供が受けられる加入者サービスを確認	できない ⇔ できる
<b>① 継続投資教育の無料サービスの利用</b> ・加入者Webサイトに掲載されている無料のeラーニングや動画の視聴、無料のメールマガジンの社員向け配信、無料の情報物の社内イントラネットへの掲載 ・加入者WebサイトのURL(QRコード)、コールセンター番号を社内の見やすい場所に開示・掲載	1 2 3 4 5
<b>② 継続投資教育の有料サービスの利用</b> (有料のeラーニングや動画配信、有料の講師派遣セミナーなど)	1 2 3 4 5
<b>③ 運営管理機関の支店などで受けられる相談サービスのPR</b>	1 2 3 4 5

⇒ 運営管理機関に相談し、実際にどの方法の提供を受けるか、費用はいくらかかるか、準備方法などについて確認します。

<b>② 既存の会議体、研修、リソースを活用し実施する方法</b> ～社内での既存のしきみを利用して、実施できないかを検討	できない ⇔ できる
<b>① 社内行事、会議、研修や労働組合主催のライブプランセミナーなどにDCの時間枠を設定</b>	1 2 3 4 5
<b>② 新人向けの加入時教育への参加や録画視聴</b>	1 2 3 4 5
<b>③ 社内イントラネットや基金WebサイトにDCに関する情報を掲載</b>	1 2 3 4 5
<b>④ 社内報・基金だよりにDCコーナーを設けて情報配信</b>	1 2 3 4 5
<b>⑤ 社内配布物にDCに関するものを同封</b>	1 2 3 4 5

⇒ ①～⑤の中で、加入者等が参加しやすい(見やすい)方法で、事務局の負担が小さいものから選択し、現行の運営を主管する社内の該当部署とそれぞれ交渉します。

<b>③ 無料または低料金の教育情報を利用する方法</b> ～費用に関して予算措置が難しいのであれば、公的機関等のメニューの利用	できない ⇔ できる
<b>① 連合会のホームページに掲載されている「投資教育サービス(無料オンラインセミナー、eラーニング、講師派遣)」</b>	1 2 3 4 5
<b>② 厚生労働省のホームページに掲載されている「いっしょに検証！公的年金～年金の仕組みと将来～」など</b>	1 2 3 4 5
<b>③ 投資信託協会のホームページに掲載されている「投資信託を学ぼう」など</b>	1 2 3 4 5

⇒ ①～③の内容について、加入者等にとってわかりやすいか、視聴方法や受講方法は簡単か、継続的に利用するのに十分なコンテンツが備わっているかなどを比較・検討します。



## 【ステップ 2】

- 次の「継続投資教育の内容(チェック表 3)」は、優先度が高く、「事務局として実施しやすい内容」、「加入者等の関心が高い内容」からチェックを始めましょう。
- 次に、実施しようとする具体的な内容について「実施予定」欄に「✓」しましょう。
- 継続投資教育の内容は多岐にわたります。一度に全てを実施するのではなく、これまでの継続投資教育の実施状況や加入者等の状況を踏まえて、テーマを絞って実施することが効果的です。

### 継続投資教育の内容(チェック表3)

優先度	具体的な内容 (伝えるべき内容)		事務局として実施しやすい内容	加入者等の関心が高い内容	実施予定	
1	1	社内制度	退職給付制度・福利厚生制度の内容	○		
	2	DC制度	DC制度の基本的な仕組み	○		
	3		DCの受取方法(年金と一時金)の考え方	○	○	
	4	行動変容	DC残高の確認の方法(通知書・加入者Webサイト)	○	○	
	5	資産運用	ラインナップ商品の概要と特長・コスト	○	○	
	6		運用商品の選択に不可欠な資産運用の基礎	○	○	
2	7	社内制度	制度変更やラインナップ見直しに伴う内容	○	○	
	8	DC制度	DC受取時の税制のしくみ	○		
	9	行動変容	運営管理機関コールセンターの利用	○		
	10		シミュレーションツール等の活用方法	○		
	11		公的年金額の把握方法(ねんきん定期便、ねんきんネット、公的年金シミュレーター)	○	○	
	12	公的年金	公的年金や社会保障制度の仕組み	○		
	13	ライフプラン	DC制度を含めた老後の生活設計		○	
14	その他	無関心層の興味をひくプログラムの事例 ・身近な事例を使った説明 (年末調整、ライフプランにおける介護) ・インタラクティブ(対話型、双方向)なコンテンツ (シミュレーションやゲーム形式) ・より短時間で理解できるコンテンツ (初心者向けのシンプルで実践的なもの) ・体験の共有 (自社退職者を招いての体験談セミナー)		○		
3	15	行動変容	アプリの活用方法(運営管理機関)		○	
	16	公的年金	公的年金の受取方法の考え方		○	
	17	ライフプラン	人生におけるおカネの基本的な考え方		○	
	18		iDeCo、NISAを含めた財産形成方法		○	
	19	資産運用	長期・積立・分散投資の意義と実践方法		○	
	20		運用期間に合わせたリスク軽減方法		○	

### ③ 実施に向けて

- 【ステップ1】と【ステップ2】で、「実施方法」と「内容」を確認しましたので、「できる」項目を基に実施に向けて具体的な計画(どの方法で、なにを、いつ 等)を立てましょう。

(2) フローチャートで「はい」の場合

<p>Q:これまでに 継続投資教育を 実施したことが ありますか</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">はい</p>
---

① 継続投資教育の実施状況(実施方法と実施時期)

- 今後のより良い継続投資教育のために、まずは、現状の把握をしましょう。
- 継続投資教育は、企業の事情や従業員の勤務状況などによって実施方法が異なります。次の「継続投資教育の実施状況(実施方法と実施時期)(チェック表 4)」で具体的な取組み方法と実施時期をチェックしましょう。

継続投資教育の実施状況(実施方法と実施時期)(チェック表 4)

	具体的な取組み方法	実施の有無	実施時期 (実施日、実施年度などを記入)			
			①	②	③	④
1	集合研修	全員参加				
2		任意参加				
3		対象者の設定あり				
4	集合研修録画の事後視聴					
5	eラーニング	全員受講型				
6		任意受講型				
7	動画視聴(いつでも視聴可能なコンテンツの提供)					
8	社内報やメールマガジン等の定期発行物					
9	小冊子やハンドブック等の臨時発行物					
10	イントラネット、掲示板					
11	職場内回覧					
12	社員が集合する場面(会議、勉強会、朝礼、社内行事等)でのDCIに関する情報提供や動画視聴					
13	個別相談					
14	社内相談窓口の設置					
15	その他 (1~14に該当しないが、継続投資教育として実施しているものがあれば具体的な取組み内容を記載します)					

## ② 継続投資教育の内容

- 継続投資教育の具体的な内容について、「継続投資教育の具体的な内容(チェック表 5)」で実施状況を確認しましょう。

### 継続投資教育の具体的な内容(チェック表 5)

	具体的な内容	チェック表の優先度 3	実施の有無	実施時期(年度など)			
				①	②	③	④
1	社内制度としてのDC	退職給付制度・福利厚生制度の内容	1				
2		制度変更やラインナップ見直しに伴う内容	2				
3	DC制度	DC制度の基本的な仕組み	1				
4		DCの受取方法(年金と一時金)の考え方	1				
5		DC受取時の税制のしくみ	2				
6	公的年金	公的年金や社会保障制度の仕組み	2				
7		公的年金の受取方法の考え方	3				
8	ライフプラン	DC制度を含めた老後の生活設計	2				
9		人生におけるおカネの基本的な考え方	3				
10		iDeCo、NISAなどを含めた財産形成方法	3				
11	資産運用	ラインナップ商品の概要と特長・コスト	1				
12		運用商品の選択に不可欠な資産運用の基礎	1				
13		長期・積立・分散投資の意義と実践方法	3				
14		運用期間に合わせたリスク軽減方法	3				
15	加入者等の行動変容	DC残高の確認の方法(通知書・加入者Webサイト)	1				
16		シミュレーションツール等の活用方法	2				
17		公的年金額の把握方法(ねんきん定期便、ねんきんネット、公的年金シミュレーター)	2				
18		アプリの活用方法(運営管理機関)	3				
19		運営管理機関コールセンターの利用	2				
20	その他	無関心層の興味をひくプログラム ・身近な事例を使った説明 (年末調整、ライフプランにおける介護) ・インタラクティブ(対話型、双方向)なコンテンツ (シミュレーションやゲーム形式) ・より短時間で理解できるコンテンツ (初心者向けのシンプルで実践的なもの) ・体験の共有 (自社退職者を招いての体験談セミナー)	2				

### ③ より充実した継続投資教育を目指して

- これまでに継続投資教育を実施したことがある事業主でも何らかの課題があるものです。
- 現状を踏まえ、「現在の課題認識(チェック表 6)」を用い、「課題設定」をし、「参考となる取組み事例(図表3)」から該当するものを参考に実施を検討します。
- より充実した継続投資教育のために以下の事例も参考にしてください。
  - ・加入者アンケート結果の利用(「取組み事例(図表3)」の㉑)
  - ・複数事業主DCや総合型DCの事例(「取組み事例(図表3)」の㉒)
  - ・1回あたりの実施負担を軽くした事例(「取組み事例(図表3)」の㉓)
  - ・会社施策の「ウェルビーイング」の一環として実施した事例(「取組み事例(図表3)」の㉔)
  - ・DC業務を通じて社内の人材育成を図っている事例(「取組み事例(図表3)」の㉕)
- 「運営管理機関のモニタリングレポートより」では、運営管理機関から提供されるモニタリングレポートに記載されている「自社」と運営管理機関受託先での「平均」などと比較してください。
- 「課題設定をする場合」は、「自社で設定する目標値」を設定し、その数値に未達成の場合に「チェック欄(未達成)」に「✓」をつけます。このことにより、継続投資教育の「効果測定」ができます。
- 「チェック欄(未達成)」に「✓」をつけた項目について「参考となる取組み事例(図表3)」の該当箇所を参考にしてください。

#### 現在の課題認識(チェック表 6)

課題項目	運営管理機関のモニタリングレポートより		課題設定をする場合		参考となる取組み事例(図表3)
	自社	平均など	自社で設定する目標値	チェック欄(未達成)	
加入者のDC制度の活用状況					
(加入選択制の場合) 加入率が低い	%	%	%		㉑、㉒、㉓
(マッチング拠出がある場合) マッチング拠出の利用率が低い	%	%	%		㉔
加入者Webサイトのアクセス率が低い	%	%	%		㉑、㉒、㉓
コールセンターの利用率が低い	%	%	%		㉑
加入者等の運用状況(分散状況)					
投資信託の比率が低い	%	%	%		㉔、㉕
元本確保型のみ保有者比率が高い	%	%	%		
(想定利回りがある場合) 加入者全体の制度導入来の運用利回りが想定利回りを下回っている	%	%	%		
プラス運用実績者の比率が低い	%	%	%		

## 取組み事例(図表3)

### 実施方法等における工夫（ベーシック）

①基本事項の繰り返し・内容別に実施方法を切り分けた事例	
①	基本事項はeラーニング視聴で、集合研修は「加入者Webサイトの利用方法」と「ライフプラン」のテーマで実施
②	基本事項は集合研修、eラーニングで繰り返し、個人ごとのライフプランニングなどは個別相談で対応
③	加入者WebサイトのURL、コールセンター電話番号、IDとパスワード再発行の方法は、社員が見やすい方法で開示し、定期的に繰り返し伝達（イントラネット、社内報、基金だより、メールマガジンなど）
②労働組合との連携	
①	労働組合からの要望を反映したプログラムや実施方法で実施
②	労使共催のライフプランセミナーにDCに関するカリキュラムを追加
③商品見直し	
①	加入者自身によるスイッチングを促すため、集合研修、小冊子などの複数手法で情報提供
②	商品見直しにあたり、運営管理機関の商品説明動画の視聴を全社員に義務付けた

### 実施方法等における工夫（ハイ・レベル）

④行動変容を実践に結びつけた事例	
①	DC残高の確認方法については、集合研修と動画配信を定例化している
②	シミュレーションツールを使ったワークを行い、分散投資の効果を実感できるセミナーを実施
⑤関心を高める工夫、無関心層への参加を促した事例	
①	ランチセミナー（昼の休憩時間）を短時間かつ1つのテーマでコンパクトに実施
②	ライフプランや税制に関する関心の高いテーマ（ふるさと納税、介護）とセットで開催
③	社内報でのDC特集を短期集中掲載し、一番見やすいページを確保することで視読率が上がった
⑥加入者アンケート結果を利用した事例	
①	アンケート結果を年代別に分析し、関心あるテーマに合わせて年代別で実施
②	アンケート結果で、運用の基本と具体的な運用商品の関連性がわからないとの意見が多かったので、そのテーマに絞った研修を実施
③	運営管理機関の金融リテラシーアンケートの分析結果から加入者の理解度別に実施

### 事業計画として実施・複数事業主DC規約

⑦事業計画に織り込んで実施した事例	
①	「加入者の行動変容」を事業計画の最終目的とし、他社に比べて劣後する加入者特性（加入者Webサイトのアクセス率等）の改善を目指し、定期的な継続投資教育を実施
②	マッチング拠出により自己資金を投入することから、資産運用への関心を持ってもらうことを目的にマッチング拠出利用率向上の数値目標を掲げて定期的に実施
⑧複数事業主DC規約の事例	
①	親会社が実施するライブ配信セミナーにグループ会社からも会場参加・ライブ視聴可能としている
②	総合型DCの代表事業主である企業年金基金が、基金WebサイトのDCコーナーで運営管理機関や連合会の継続投資教育コンテンツを紹介し、実施事業所が事情に応じて選んで実施

その他

①1回あたりの実施負担を軽くした事例	
①	集合研修1時間を前半・後半と分けて、興味のあるテーマへの選択可能な方式とした
②	複数ある動画を1本ずつ配信し、1回あたりの視聴時間を短くした
①会社施策の「ウェルビーイング」の一環として実施した事例	
①	社員の人生のクオリティ向上には退職後の安定した生活が必須であるとの会社施策のもと、継続投資教育により「経済面における安心・幸福」が得られるように内容の充実に努めている
②	豊かなセカンドライフを迎えられること、自社に入社して良かったと感じてもらえることを、DC運営の基本方針として、従業員一人一人の金融知識向上につながる継続投資教育に努めている
①DC業務を通じて社内の人材育成を図っている事例 (継続投資教育の企画や実践においては、一定の専門知識の習得などが求められます。)	
①	人事部の担当者が研修講師を経験することで、幅広い知識を身につけられるようにしている
②	DC担当者には幅広い知識が求められるので、連合会の研修受講や資格取得を勧めている

## Ⅱ. 事業運営の検証・監査

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 運営管理業務の点検・確認(運営管理機関の定期的な評価に関する事項)

- ・企業型DCは、加入者等の利益が最優先になるように制度運営される必要があり、事業主が運営管理業務を自ら行うこともできますが、一般的には、金融機関などの「**運営管理機関**」に業務委託しています。
- ・企業型DC制度の導入時には、事業主が、加入者等にとって望ましい運営管理機関を選定したとしても、時間の経過によって、そうでなくなることもあり得ます。
- ・制度の実施主体である事業主は、加入者等の利益を最優先とされたサービスが運営管理機関から提供されているかを**点検・確認**し、課題がある場合は運営管理機関との対話等を通じて改善していくことが必要です(事業主の努力義務)。
- ・一方、運営管理機関は、加入者等のために忠実に、運用商品の選定と提示、加入者等への各種情報提供などを行わなければならないとされています(運営管理機関の義務)。
- ・運営管理業務の委託に関して、DC法第7条第4項で次のように規定されています。  
「確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は、**少なくとも五年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**」

#### 【運営管理業務】

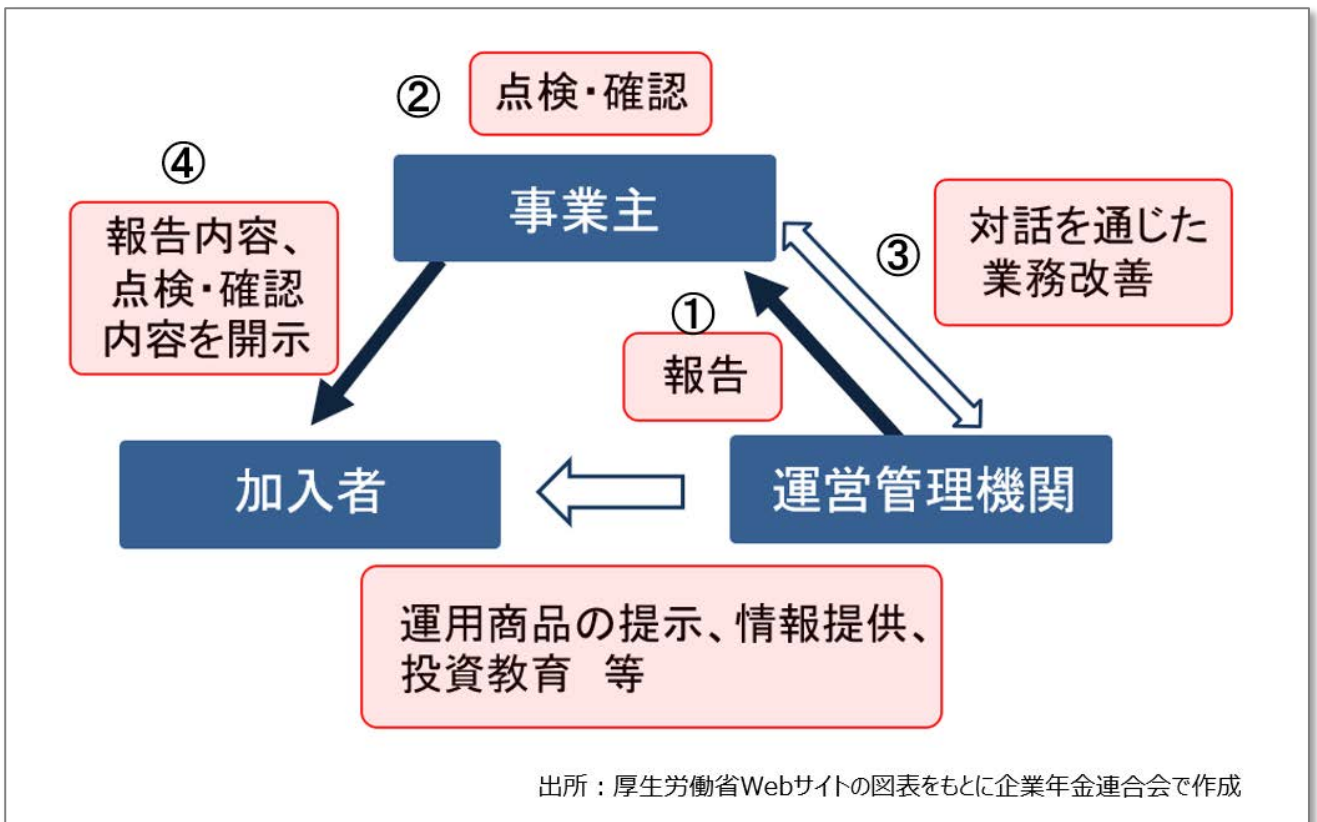
- ・加入者等のデータ管理
- ・加入者等の運用指図の取りまとめ及び資産管理機関への通知
- ・給付を受ける権利の裁定
- ・運用商品の選定及び加入者等に対する提示
- ・運用商品に係る情報の提供

#### ➤ 事業主が評価を行うべき運営管理機関のサービスには、次の5項目があります。

- ① 報告(定期的な報告等)
- ② 加入者サービス(加入者Webサイトやコールセンターなど)
- ③ 継続投資教育(コンテンツやツール、内容など)
- ④ 業務運営体制(DC業務への取組みなど)
- ⑤ 運営管理機関の対応(商品の追加、除外以外で事業主が改善要望をした場合)

- 運営管理業務の点検・確認は、次の「運営管理業務の点検・確認の概念図(図表4)」にあるように、事業主は、具体的な「①報告」を受け、運営管理機関が行う業務(運営管理業務)の実施状況を「②点検・確認」し、課題がある場合には「③対話を通じた業務改善」を運営管理機関と行い、その改善を目指します。加入者等に対しては、「④報告内容、点検・確認内容を開示」します。
- 運営管理業務の点検・確認の方法は、企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育を運営管理機関に委託している場合はその充実度などによりますので、それぞれの事業主で異なります。

運営管理業務の点検・確認の概念図(図表4)





## (2) 運用商品のモニタリング

- ・企業型DCは、事業主が提供する運用商品の中から**加入者自身が商品を選択**して資産運用を行い、その**運用の結果**、給付額が決定される制度です。
- ・そのため、運用商品は加入者等にとって**真に必要とされるもの**が提供される必要があり、**運営管理機関と労使**が十分に協議・検討を行って運用商品を選定し、**定期的に見直していく(モニタリング)**こととされています。
- ・制度発足時点では当該運用商品が望ましいものであったとしても、期間の経過により、必ずしもそうならないことがあるため、定期的**にモニタリングを実施**する必要があります。
- ・運用商品のモニタリングに関する事項は、**事業運営の点検・確認**における**具体的評価項目の1つ**となっています。
- ・運営管理機関は、運用商品の選定を行うに際して、資産の運用に関する**専門的な知見**に基づいて、これを行わなければならないとされています(運営管理機関の義務)。

➤ 事業主が行うべき運用商品のモニタリングには、次の2項目があります。

### ① 運用商品のモニタリング結果の確認

- ・運営管理機関が行った「運用商品のモニタリング」の結果を受け取り、その内容を確認する。  
(89.5%の企業が「確認している」と回答)

### ② 運用商品のラインナップの確認

- ・商品の追加を行ったもしくは検討している企業は、43.5%(前回 40.7%)となっています。
- ・商品の除外を行ったもしくは検討している企業は、9.7%(前回 7.2%)となっています。
- ・運用商品ラインナップの確認観点としては、「運用成績」が 88.7%と最も高く、次いで「加入者のニーズ又は選択状況を踏まえた検討」が 42.2%、「運用管理費用(信託報酬)」が 30.2%となっています。

※各数値は、連合会が実施した「2022(令和4)年度決算確定拠出年金実態調査」より。

## 2. チェック項目

- 「運営管理業務の点検・確認の実施状況(チェック表7)」は、担当者と責任者が各々チェックします。
- 「運営管理業務の点検・確認の実施状況(チェック表7)」において、担当者と責任者のどちらかが、「×」または「？」をチェックした場合、右欄の「対応事例」をもとに解決策を講じてください。
- 最下段は、「事業運営の点検・確認における今後の課題」についてまとめておきましょう。

### 運営管理業務の点検・確認の実施状況(チェック表7)

チェック項目		担当者	責任者	チェック欄	対応事例 (チェックが「×」、「？」の場合)
(1) 運営管理機関のサービスに対する評価					
報告	報告があったか				運営管理機関に報告を求めます。
	報告を聞いて、または報告書を見て、理解できる内容であったか				内容が理解できるまでコミュニケーションを続けます。
加入者サービス	Webサイト	使いやすいか			・「×」となった項目は、運営管理機関に文書で改善要望します。 ・「？」となった項目は、運営管理機関に内容の説明を求めます。
		充実しているか			
		利用促進の提案があるか			
	コールセンター	利便性がよいか			
オペレータの対応がよいか					
継続投資教育	提案	当社にふさわしい内容や実施方法の提案があるか			
	教育コンテンツやツール	全体として充実しているか			
	委託した場合の内容	参加者の理解や行動変容につながる内容であったか			
業務運営体制ほか	事業主・担当者へのサポート	相談や問合せへの対応は適切であるか			
		担当者交替時のサポート(説明会、動画など)があるか			
		DC関連情報の提供(法改正を含む)があるか			
		規約申請、事務処理等のサポートがあるか			
	経営状況	企業業績は良好か			
		DC事業への取組み状況は十分か			
商品の追加、除外以外で事業主が改善要望をした場合の対応	改善要望に対応しているか・回答があるか				・「回答がなかった場合」、「わからない場合」には、運営管理機関に回答を求めます。 ・回答が「対応できない」という場合には、対応できない理由を確認し、再度実現に向け運営管理機関と協議することが必要です。
(2) 運用商品のモニタリング結果の確認					
商品のモニタリング結果	運営管理機関から受け取った商品モニタリング結果の確認をしたか				・報告書がなければ、運営管理機関に依頼します。 ・内容がわからなければ、運営管理機関に説明を求めます。

チェック項目		担当者	責任者	対応事例 (チェックが「×」、「?」の場合)	
(3) 運用商品のラインナップの確認		チェック欄			
		○ = 商品はない 回答がある 最優先である			
		× = 商品がある 回答がない 最優先でない			
		? = わからない			
		投資信託 (信託報酬率、総経費率)	同種商品と比べて信託報酬率(又は監査費用 等も含めた「総経費率」)が高い商品はないか		
		投資信託 (運用実績)	同種商品と比べてリターン等の運用実績が劣後 している商品はないか		
		元本確保型 (利回り等)	同種商品と比べて利回りが低い等の商品はないか		
商品全体 (解約時条件等)	同種商品と比べて解約時の条件にデメリットが ある商品はないか				
商品の追加・除外	(事業主が改善要望をした場合) 改善要望に対応しているか、回答があるか			(改善要望が実現されていない場合) 実現されていない理由が、加入者利益を最 優先としたものか根拠を求め、納得できるま で協議を続けます。	
運用会社・金融グループ	1金融グループに偏りがある場合、 加入者利益を最優先とした結果か			(偏りがある場合) 偏りが加入者利益を最優先としたものか根拠 を求め、納得できるまで協議を続けます。	

事業運営の点検・確認における今後の課題	
チェック項目	課題・対応策など

### 3. 事業主がチェック、確認しておくべき項目

- 事業主は、「運営管理業務の点検・確認の開示状況(チェック表8)」により、加入者等に対する開示の実施状況をチェックします。
- 事業主は、P16の「運営管理業務の点検・確認の概念図(図表4)」における「④報告内容、点検・確認内容を開示」する方法として、「運営管理業務の点検・確認の実施状況(チェック表7)」などを加入者等に開示します。

#### 運営管理業務の点検・確認の開示状況(チェック表8)

チェック項目	チェック欄		対応事例 (チェックが「×」、「?」の場合)
	○=できている ×=できていない ?=どちらともいえない		
	担当者	責任者	
事業主から加入者等への開示			
(加入者利益を最優先に考えた取組みとして) 加入者が閲覧しやすい方法で開示しているか			<p>「×」の場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社内イントラネット、社内報や基金だより等の配布物、継続投資教育、朝礼等の既存の社内コミュニケーションを利用して開示します。</li> </ul> <p>「?」の場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の開示方法に加えて、他の方法や複数の方法で開示します。</li> <li>・加入者等からのアクセスや閲覧が増えるような方法で開示します(職制を通じての伝達、社内イントラネットでの掲載方法の変更、視聴を促すようなメール配信や掲示版での掲示)。</li> </ul>

### 4. さらにより良い運営を目指して

- 運営管理機関とは、「運営管理業務の点検・確認の実施状況(チェック表7)」をもとに要望事項、課題をテーマに協議・ミーティングを行います。
- 協議の結果で、継続的な要望となった項目は、運営管理機関と文書で共有化します。
- 「取組み事例(チェック表9)」を参考に、「できない」を減らせるよう、さらにより良い運営を目指します。

#### 取組み事例(チェック表9)

取組み事例	チェック欄	
	できる	できない
運営管理機関とのミーティングに際しては事前に資料の提供を受けて、内容を確認して参加する。		
報告の場では、自身がわからないことを質問し、社員から同様な質問を受けた場合に対応できるようにする。		
継続投資教育時のアンケート項目に、「運営管理機関サービス」に対する加入者等としての評価を設定する。		
事務処理における質問や業務運営における相談など、日頃からコミュニケーションを取るようし、そのやり取りを記録として残す。		
未決事項(業務改善要望事項)がある場合には、対話の内容について、文書化して両方で共有し、次回の対話がスムーズに進むようにする。		
(加入者利益を最優先に考えた取組みとして) 情報の開示にとどまらず、社員からの意見や要望を受け付けられるよう工夫する。		

### Ⅲ. 個人別管理資産額の移換に関する説明

#### 1. 基本的な考え方

- ・DC制度には、**ポータビリティ(個人別管理資産額の移換)**があることが特徴です。ポータビリティとは、転職の際、年金資産を他制度に移換して引き続き運用することで、老後に向けた資産形成が中断することなく続けられる仕組みです。これまでの法改正によって充実が図られてきました。(次ページの「ポータビリティ(図表5)」を参照)
- ・**自動移換**とは、企業型DCの資格を喪失してから 6 ヶ月以内に資産を移す手続きを行わないと、それまでの企業型DCに資産を残しておくことはできず現金化され、国民年金基金連合会へ移されることです。(次ページの「自動移換(図表6)」を参照)
- ・自動移換されると次のデメリットがあるため、自動移換とならないように資格喪失者に対して注意喚起を行う必要があります。

#### 【自動移換のデメリット】

- ① その期間は、通算加入者等期間とみなされないため受給開始時期が遅くなることもある
- ② 資産運用がされないため資産を増やすことができない
- ③ その期間中、管理手数料が資産残高から控除される

#### 2. ポータビリティに関する説明義務について

- 事業主には、**ポータビリティに関する説明義務**があります。
  - ① DC法施行令第 25 条第 1 項により、加入者の資格を取得した者が、企業型DCに脱退一時金相当額等(確定給付企業年金または厚生年金基金から給付される脱退一時金、連合会の通算企業年金としての積立金)を移換できるものであるときは、**加入者資格の取得者**に対して、移換申出の期限その他必要な事項の**説明義務**があります。
  - ② DC法施行令第 25 条第 2 項及び第 46 条の 2 第 1 項により、**加入者資格の喪失(予定)者**に対して、退職時または退職前の個人別管理資産額の移換に関する事項の**説明義務**があります。
- 運営管理機関には、DC法施行令第 46 条の 2 第 2 項により、**自動移換を防止するために、加入者資格喪失後に個人別管理資産額を移換していない者**に対して、個人別管理資産額の移換に関する事項の**説明義務**があります。
- 国民年金基金連合会には、DC法施行令第 46 条の 2 第 3 項により、**自動移換となった者**に対して、個人別管理資産額の移換に関する事項の**説明義務**があります。

## ポータビリティ(図表5)

出所：2019年3月19日「第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」企業年金連合会ヒアリング資料より作成

移換元		確定拠出年金		確定給付 企業年金	企業年金連合会 (通算企業年金)	中小企業 退職金共済	厚生年金基金	退職一時金
		企業型DC	iDeCo					
確定拠出年金	企業型DC	○	○	△	○	○ (※2)	△	×
	iDeCo	○	—	△	×	×	△	×
確定給付企業年金		○	○	△	○	○ (※2)	△	×
企業年金連合会 (通算企業年金)		○	○	△	—	×	△	×
中小企業退職金共済		○ (※1+※2)	×	○ (※1+※2)	×	—	×	×
厚生年金基金		○	○	△	○	×	△	×
退職一時金		×	×	×	×	×	×	×

(※1) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。

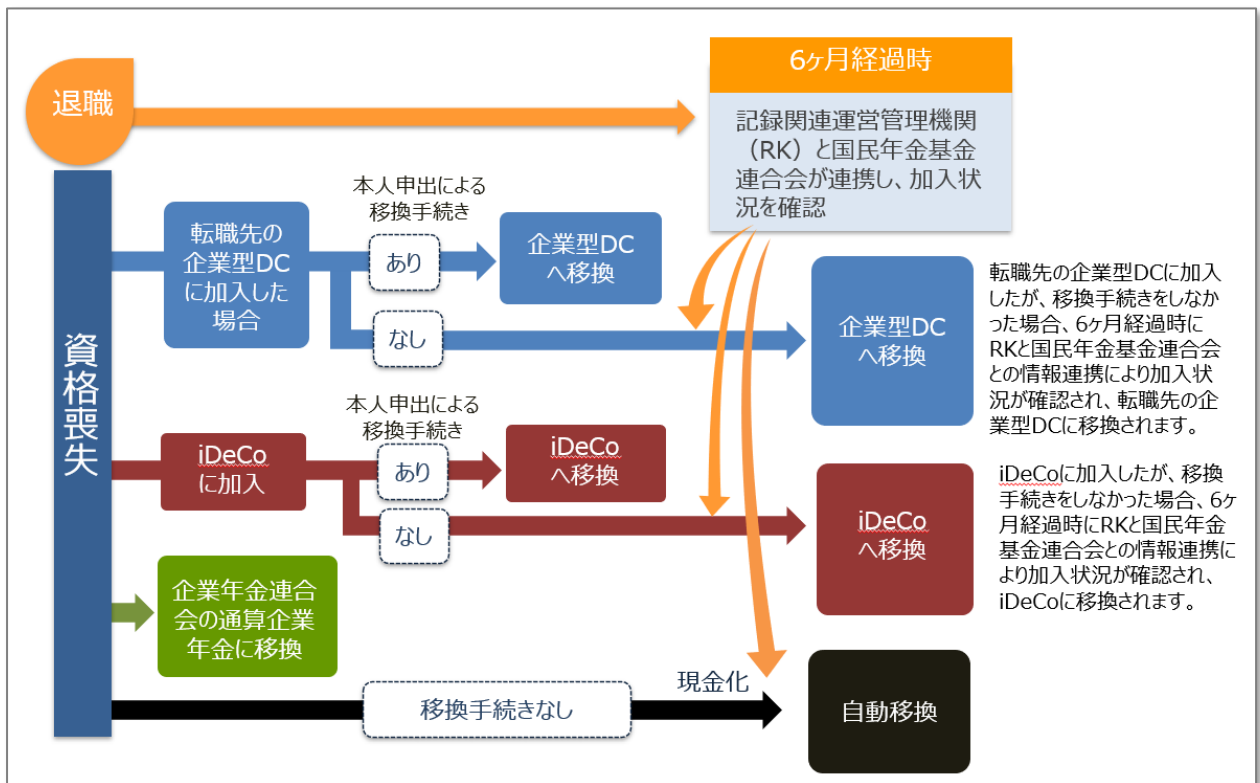
(※2) 合併等の場合に限って資産の移換を認めている。

(注) ①「○」は、縦軸（移換元）から横軸（移換先）への移換が可能な組合せ

②「△」は、移換先である受換する側の規約で認めている場合のみ可能な組合せ

③「×」は、移換が認められていない組合せ

## 自動移換(図表6)



### 3. 事業主説明の実施状況のチェック

- 退職者や中途入社者に対しては、事業主から説明すべき事項が多数あります。「事業主説明の実施状況(チェック表10)」を用いて、現状の実施状況をチェックしましょう。
- 企業型DCについても重要事項として必ず説明すること、配布資料に必ず掲載・同封することをルール化しましょう。
- 退職者や中途入社者には、説明を聞いた旨の確認や資産移換の有無などの意思確認をすることも有効です。
- 配布資料は、運営管理機関や連合会が作成したパンフレットを利用することで、正確な情報が手軽に確実に提供できます(常に法改正などを踏まえた最新版を用意します)。
- 「事業主説明の実施状況(チェック表10)」のチェック欄で「×」、「?」となった場合は、運営管理機関のコールセンターや連合会の企業年金コールセンター(ナビダイヤル 0570-02-2666)に連絡し、パンフレットを取り寄せて配布することで、**即日での対応が可能**となります。

#### 事業主説明の実施状況(チェック表10)

点検・確認項目		チェック欄	
		担当者	責任者
加入者資格取得者に対する説明			
脱退一時金相当額等を移換できる場合	以下の内容を説明または情報提供・掲載している ・移換申し出の期限 ・移換申し出の手続き ・通算加入者等期間に算入する期間 ・移換すべきか判断するために必要な事項		
加入者資格喪失者に対する説明			
加入者資格喪失(予定)者に対する退職時(退職前)の説明	説明会を実施している		
	対面により個別説明している		
	説明資料を手交又はメールにより送信している		
	社内イントラネット等の退職者向け資料に掲載している		
	その他(加入者や事業主の状況に応じた方法)		
資格喪失後	運営管理機関に業務委託している (通常、「運営管理業務委託契約」で規定されている)		
	自ら文書により勧奨している(任意の取り組み)		
	自ら電話により勧奨している(任意の取り組み)		

## IV. 複数事業主DC及び総合型DCの場合

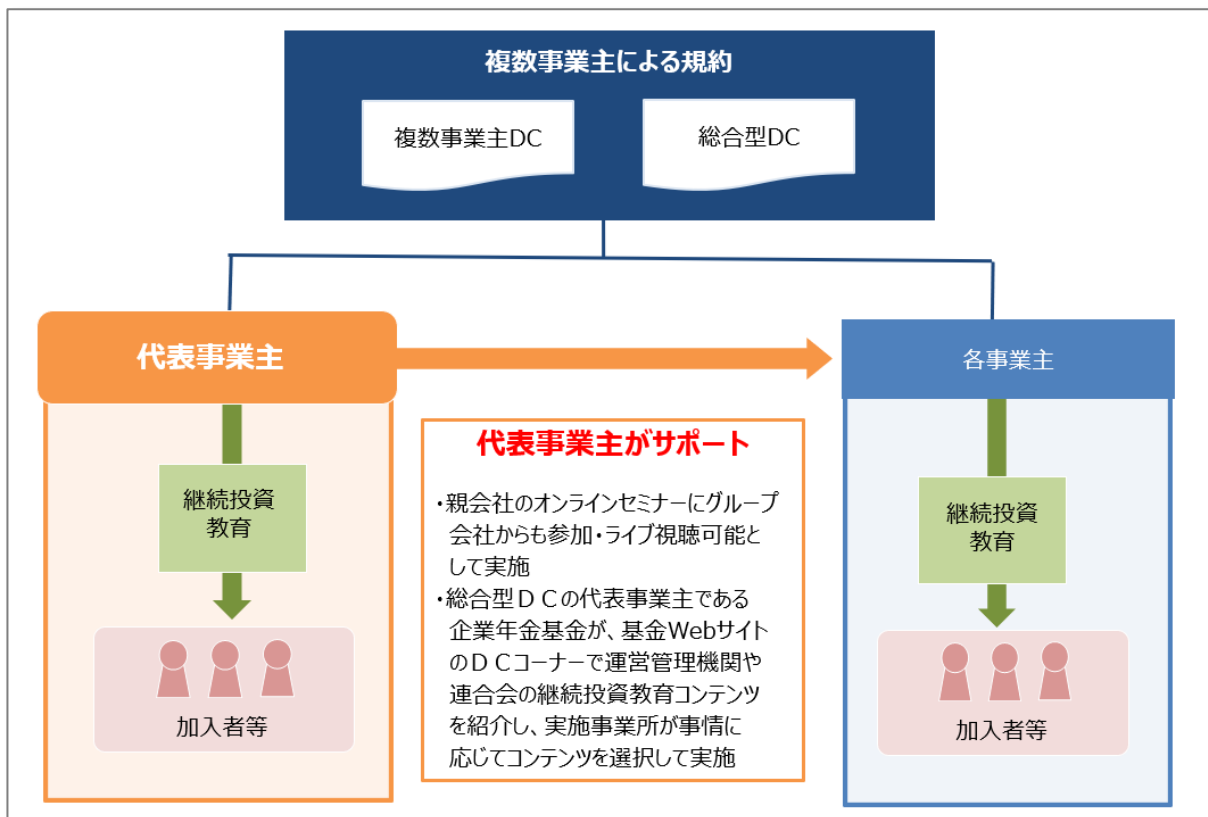
### 1. 基本的な考え方

- 企業型DC制度では、**事業主が制度の実施主体**となります。これは、複数事業主DC及び総合型DCにおいても、**各事業主が実施主体**であることに変わりはありません。
- **事業主の義務や努力義務**は、各事業主が負っている点に留意が必要です。代表事業主が全体を代表して義務を負っているものではありません。

### 2. 継続投資教育

- 継続投資教育の「**努力義務**」は、代表事業主を含め**各事業主**が負っています。
- 「代表事業主がサポートし、継続投資教育を実施する事例(図表7)」は以下の通りです。
  - ① 複数事業主DCの代表事業主である親会社のオンラインセミナーに、グループ会社からも参加・ライブ視聴可能として実施
  - ② 総合型DCの代表事業主である企業年金基金が、基金WebサイトのDCコーナーで運営管理機関や連合会の継続投資教育コンテンツを紹介し、実施事業所が事情に応じてコンテンツを選択して実施

代表事業主がサポートし、継続投資教育を実施する事例(図表7)

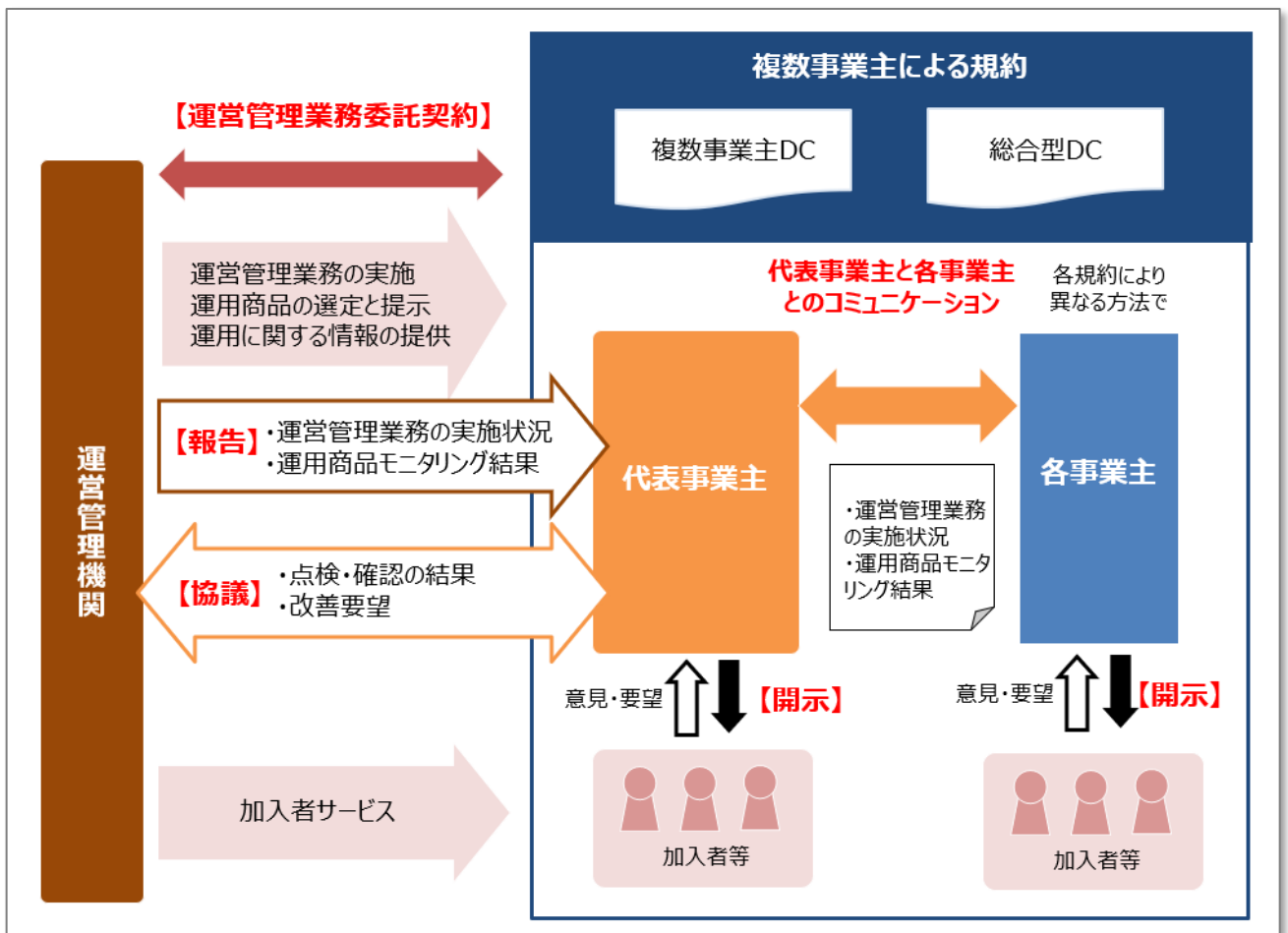




### 3. 「事業運営の点検・確認(運営管理機関の定期的な評価)」と「運用商品のモニタリング」

- 「事業運営の点検・確認(運営管理機関の定期的な評価)」と「運用商品のモニタリング」に関して、運営管理機関から提供されるサービス、運用商品はDC制度として共通です。
- 「事業運営の点検・確認(運営管理機関の定期的な評価)」と「運用商品のモニタリング」については、運営管理機関の各種サービスを評価し、運営管理機関とのコミュニケーションを通じて提供されるサービスを改善していくことが目的ですので、代表事業主を通して、または直接、運営管理機関へ要望を伝えられる方法を共有化しておくことが大切です。
- 代表事業主と各事業主とのコミュニケーションが重要です。  
「代表事業主と各事業主との運営イメージ(図表8)」は、代表事業主が運営管理機関からの報告を受けて、各事業主と内容を共有し、報告内容に関して意見や要望を募ります。代表事業主が意見・要望をとりまとめて、点検・確認のうえ運営管理機関に提示し、改善に向けた協議を行う運営方法のイメージです。

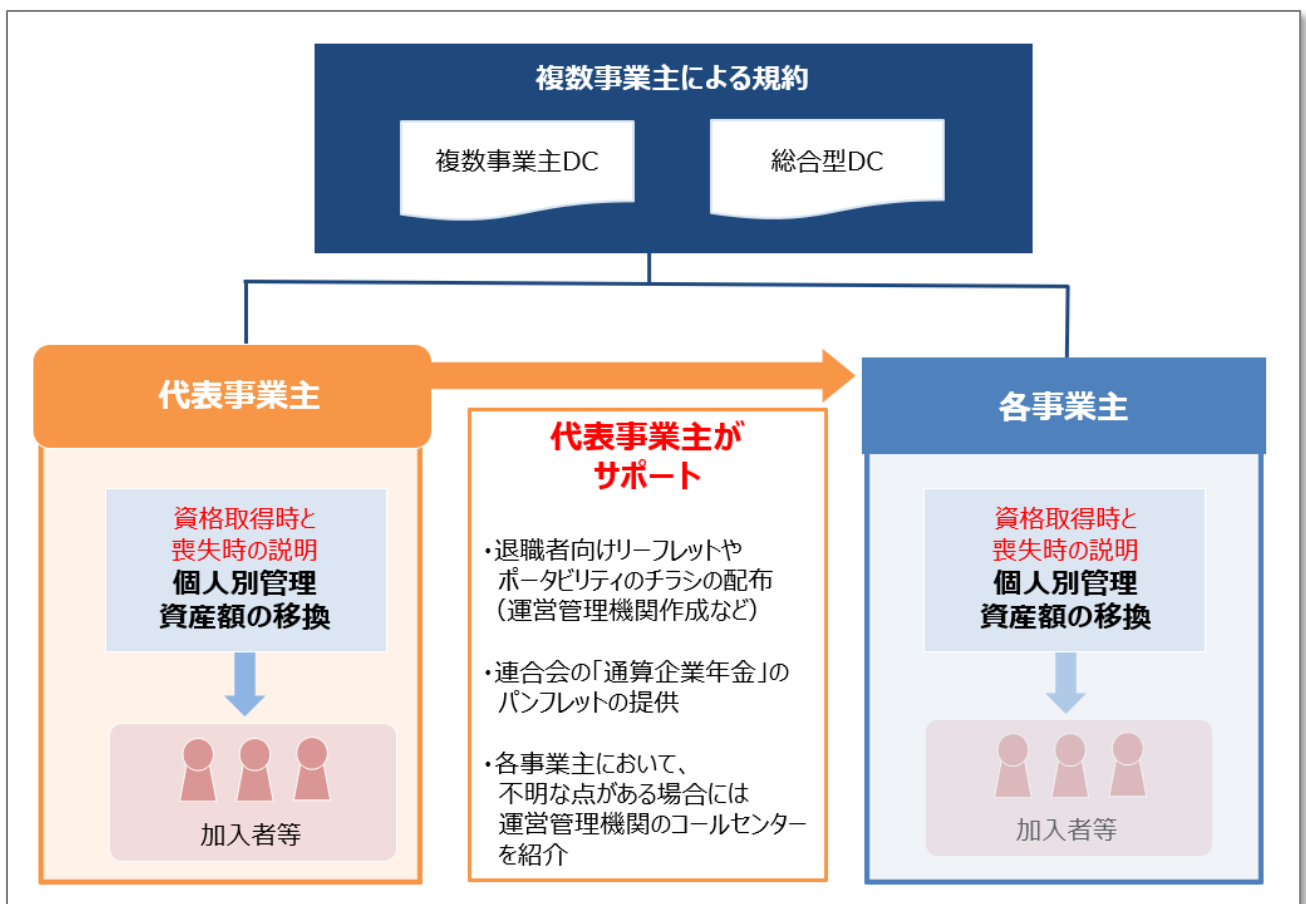
代表事業主と各事業主との運営イメージ(図表8)



#### 4. 個人別管理資産額の移換に関する説明

- 事業主には、次の個人別管理資産額の移換(ポータビリティ)に関する説明義務があります。
  - ① 加入者の資格を取得した者が、企業型DCに脱退一時金相当額等を移換できるものであるときは、加入者資格の取得者に対して、移換申出の期限その他必要な事項の説明義務があります。
  - ② 加入者資格の喪失(予定)者に対して、退職時または退職前の個人別管理資産額の移換に関する事項の説明義務があります。
  
- 代表事業主がサポートしている事例(図表9)
  - ① 運営管理機関が作成した「退職者向けリーフレット」や「ポータビリティのチラシ」を配布
  - ② 連合会の「通算企業年金のパンフレット」を提供
  - ③ 各事業主において、不明な点がある場合には 運営管理機関のコールセンターを利用するようにコールセンターの電話番号を紹介

代表事業主がサポートしている事例(図表9)



## V. 参考資料

### 制度状況の確認シートの例

事業主が運営状況を点検するにあたり、事前準備として制度全般の現状を把握することが重要です。責任者のチェック時や責任者との打ち合わせ時の参考として利用してください(図表10)。

(運営管理機関から提供される「加入者モニタリングレポート」等から数値を転記し作成します)

### 制度状況の確認シートの例 (図表10)

制度概要	基本情報	制度導入時期		
		経過期間		
		想定利回り		%
	加入者	人数		人
	運用指図者	人数		人
	資産残高	資産残高合計		円
		元本確保型		円
		投資信託		円
		未指図資産		円
	運用商品	運用商品数		本
		元本確保型		本
		投資信託		本
		その他		本
	事業主掛金	年間掛金額		円
		1人当たり		円
		平均月額		円
		1人当たり		円
	加入者掛金 (マッチング拠出掛金)	人数		人
		内訳	男性	人
			女性	人
年間掛金額		円		
1人当たり		円		
平均月額		円		
1人当たり		円		
加入者状況	投資信託比率		%	
	元本確保型のみ保有者率		%	
	マッチング拠出利用率		%	
	加入者Webサイトアクセス率		%	
運用状況	制度導入来利回り		%	
	単年度利回り		%	
	プラス運用実績者率		%	
	1人あたり商品保有数		本	

## 企業型DC業務運営の年間スケジュールの例

企業型DC業務に関して、年間スケジュールを策定し社内で共有化することで、ガバナンスの効いた制度運営が可能となります。

年間スケジュールの例(図表 11)をもとに自社にあった実施計画を策定してください。

企業型DC業務運営の年間スケジュールの例 (図表11)

業務項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>制度運営全般</b>	① 年に1回は必須。 ② ①の報告を受けて実施。 ③ 受領後 (以下は年2回の場合)											
①運営管理機関とのミーティング												
②運営管理業務の点検・確認												
③運営状況の把握 (業務報告書・モニタリングレポート)												
<b>継続投資教育</b>	① ②実施時期の数ヶ月前または前年度中。 ② 実施時期は各社事情による。 ③ 通常4月。											
①計画策定												
②準備と実施運営												
③新入社員 (加入時教育)	新入社員											
<b>加入者管理事務</b>	① 新入社員は通常4月。 ② 定年退職者は各社所定の時期。 ①、② 中途入社、中途退職はその都度。											
①資格取得 (新入社員・中途入社)	新入社員											
②資格喪失 (定年退職者・中途退職者)	← 随 時 行 う →											
<b>掛金事務</b>	① 拠出時期 (回数) は各社規約による (以下は毎月拠出の例)。 ② 変更時期は各社規約による (以下は事業主掛金4月、加入者掛金10月の例)。											
①掛金の拠出 (事業主掛金・加入者掛金)												
②掛金額変更 (事業主掛金・加入者掛金)	事業主掛金							加入者掛金				
<b>給付関係</b>	定年退職者は各社所定の時期。中途退職はその都度。											
退職者説明 (定年退職者・中途退職者)	← 随 時 行 う →											
<b>費用支払</b>	①、②ともに契約内容による。											
①運営管理費用等の支払い												
②継続投資教育費用等の支払い												

## VI. 作成プロジェクトチーム名簿

プロジェクト委員会の開催時点(オンラインにより計 5 回)におけるメンバーの所属組織、氏名を記載しています。

(メンバー)

所属組織	氏名
鉄リサイクル企業年金基金	池田 真
株式会社ニチレイフーズ	大野 真
花王グループ企業年金基金	木村 雅美
SMK株式会社	橋本 淳
イオン企業年金基金	福本 充伸
<small>ナカダイ</small> 株式会社仲臺事務センター	藤田 みさ子
三井住友信託銀行株式会社 (運営管理機関連絡協議会)	堀米 貴之
株式会社中國新聞社	益田 眞一

(8名 五十音順、敬称略)